

医療情報取得加算に係る基準に関する掲示について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診等を通じて患者様の情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

■令和 6 年 12 月 1 日より、マイナ保険証の利用の有無に関わらず

初診 :1 点

再診(3 ヶ月に 1 回):1 点

正確な情報を取得・活用するため為に、初めて受診される方や、再来の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用頂きます様、ご理解とご協力をお願い致します。

令和 6 年 12 月
南医療生活協同組合 みなみ歯科診療所 所長